

東京都公報

発行
東京都

目次

規則

○特別区の消防団員等の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………一
（東京消防庁企画調整部企画課）…

告示

○東京都青少年の健全な育成に関する条例第八条の規定による図書類の指定……………二
（都民安全総合対策本部総合推進部若年支援事業課）…
○都市計画事業の認可……………二
（都市整備局都市づくり政策部緑地景観課）…
○防災街区整備事業組合の事業計画の変更認可……………二
（都市整備局市街地整備部防災都市づくり課）…
○建築基準法による一団地の区域（二件）……………二
（都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第一課）…
○土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………三
（環境局環境改善部化学物質対策課）…
○液化石油ガス販売事業者の認定……………五
（環境局多摩環境事務所管理課）…

告 示（選）
○不在者投票管理者を置く施設の指定……………五
○不在者投票管理者を置く施設の指定取消し……………五

規則

特別区の消防団員等の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和七年九月十二日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第五百一十一号

特別区の消防団員等の公務災害補償に関する

条例施行規則の一部を改正する規則

特別区の消防団員等の公務災害補償に関する条例施行規則（昭和四十二年東京都規則第三百三十三号）の一部を次のように改正する。

第九条第一号中「拘置されている場合」の下に「若しくは留置施設に留置されて拘禁刑若しくは拘留の刑の執行を受けている場合」を加える。

別表第四常時介護を要する状態の部一の項中「十七万七千九百五十円」を「十八万六千五百円」に改め、同部二の項中「八万一千二百九十円」を「八万五千四百九十円」に改め、同表随時介護を要する状態の部一の項中「八万八千九百八十円」を「九万二千九百八十円」に改め、同部二の項中「四万六百元」を「四万二千七百元」に改める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正後の特別区の消防団員等の公務災害補償に関する条例施行規則（以下「新規則」という。）別表第四の規定のうち常時介護を要する状態の部二の項及び随時介護を要する状態の部二の項に係る部分は令和七年四月一日、常時介護を要する状態の部一の項

及び随時介護を要する状態の部一の項に係る部分は同年八月一日以後の期間に係る介護補償について適用し、同年四月一日又は同年八月一日前の期間に係る介護補償については、それぞれなお従前の例による。

3 令和七年四月一日からこの規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、この規則による改正前の特別区の消防団員等の公務災害補償に関する条例施行規則（以下「旧規則」という。）の規定（別表第四の規定のうち常時介護を要する状態の部二の項及び随時介護を要する状態の部二の項に係る部分に限る。）に基づき支給された介護補償（令和七年四月一日から施行日の前日までに係る分に限る。）は、新規則の規定（別表第四の規定のうち常時介護を要する状態の部二の項及び随時介護を要する状態の部二の項に係る部分に限る。）に基づき介護補償の内払とみなす。

4 令和七年八月一日から施行日の前日までの間において、旧規則の規定（別表第四の規定のうち常時介護を要する状態の部一の項及び随時介護を要する状態の部一の項に係る部分に限る。）に基づき支給された介護補償（令和七年八月一日から施行日の前日までに係る分に限る。）は、新規則の規定（別表第四の規定のうち常時介護を要する状態の部一の項及び随時介護を要する状態の部一の項に係る部分に限る。）に基づき介護補償の内払とみなす。

5 特別区の消防団員等の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則（令和七年東京都規則第二百十二号）の一部を次のように改正する。
附則第二項中「懲役、禁錮又は刑法等の一部を改正す

る法律（令和四年法律第六十七号）第二条の規定による改正前の刑法（明治四十年法律第四十五号）第十六条に規定する拘留」を「刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）第二条の規定による改正前の刑法（明治四十年法律第四十五号。以下この項において「旧刑法」という。）第十二条に規定する懲役（以下この項において「懲役」という。）、旧刑法第十三条に規定する禁錮（以下この項において「禁錮」という。）若しくは旧刑法第十六条に規定する拘留（以下この項において「旧拘留」という。）に、「場合、」を「者又は留置施設に留置されて当該行為に対する懲役、禁錮若しくは旧拘留の刑の執行を受けている者に対する」に、「拘禁刑又は拘留の刑の執行のため刑事施設に拘置されているもの」を「懲役若しくは禁錮又は旧拘留の刑の執行のため刑事施設に拘置されている者は、それぞれ拘禁刑又は拘留の刑の執行のため刑事施設に拘置されている者と、留置施設に留置されて懲役若しくは禁錮又は旧拘留の刑の執行を受けている者は、それぞれ留置施設に留置されて拘禁刑又は拘留の刑の執行を受けている者」に改める。

告 示

●東京都告示第九百三十三号

東京都青少年の健全な育成に関する条例（昭和三十九年東京都条例第八十一号）第八条第一項の規定により、青少年の健全な育成を阻害するものとして、次のとおり指定する。

令和七年九月十二日

東京都知事 小 池 百合子

図書類

指定番号	種類	名称、号刊、共通雑誌コード及び発行者	指定理由
四三五五	書籍	CHOCOLAT C OMICS オメガ女王蜂 株式会社心交社	著しく性的感情を刺激し、青少年の健全な成長を阻害するおそれがある。

●東京都告示第九百四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定に基づき立川都市計画緑地事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和七年九月十二日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 施行者の名称 立川市
- 二 都市計画事業の種類及び名称 立川都市計画緑地事業第一号川越道緑地
- 三 事業施行期間 令和七年九月十二日から令和十年三月三十一日まで
- 四 事業地 取用の部分 立川市幸町五丁目地内 使用の部分 なし

●東京都告示第九百五号

密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）第一百五十七条第一項の規定に基づき西新宿五丁目北地区防災街区整備事業組合の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第一百四十三条第一項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年九月十二日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 事業組合の名称 西新宿五丁目北地区防災街区整備事業組合
- 二 事業施行期間 平成二十八年十二月六日から令和七年九月三十日まで
- 三 施行地区 新宿区西新宿五丁目及び西新宿六丁目各地内
- 四 事務所の所在地及び設立認可の年月日 新宿区西新宿六丁目二十五番八号 平成二十八年十二月六日
- 五 変更の内容 事業施行期間を令和七年十二月三十一日まで延長する。
- 六 事業計画の変更の認可の年月日 令和七年九月十二日

●東京都告示第九百六号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第八十六条の二第一項の規定による認定をしたので、同条第六項の規定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

令和七年九月十二日

東京都多摩建築指導事務所長

茂 木 竜 一

- 一 対象区域の地名地番及び認定年月日

対象区域の地名地番

認定年月日

東大和市清原一丁目一番一、同番二、令和七年八月十九日

千二百番五十、千二百十三番一、同番二、同番四から同番九まで、千二百二十一番一から同番三まで、同番八から同番十五まで、千二百二十三番二、千二百三十六番二、千二百七十番四から同番九まで、千四百七番二から同番四まで、千四百九番二、清原二丁目一番一、同番二から同番五まで、千二百十三番三、千二百二十一番四から同番七まで、千二百二十二番三、千二百二十三番三、千二百二十六番二、千二百二十七番二、千二百三十六番六、千二百三十九番二、千二百四十番二、千二百四十一番二、千二百六十八番四、千二百七十四番四、千二百八十二番五、千二百八十三番二、千二百八十四番六、千二百九十三番二、千二百九十四番二、千二百九十五番二、千二百九十八番二、千二百九十九番二、千三百番二、千三百八番三、同番四、千三百十二番五から同番七まで、同番十、同番十一、千三百二十番二、千三百二十二番二、千三百六番五、千三百十五番二、千三百十八番四、清原三丁目一番一から同番九まで、千三百七十番二、同番三、同番十一、同番十二、千三百七十六番二、千三百九十五番二、千四百七番一、同番四、同番五、千四百十一番二、清原四丁目一番一から同番二十まで、二番一から同番三まで、四番十七、千三百十二番三、千三百二十三番二、千三百二十四番二、千三百四十二番二、千三百四十三番二、千三百四十五番二、千三百四十六番二、千三百四十七番二、千三百七十番八から同番十三まで、千三百七十七番二、千三百七十八番二、

千三百七十九番二、千三百八十一番二、千三百八十二番二、千三百八十三番二及び千三百八十六番三並びに東村山市富士見町二丁目三番二十五、同番二十六及び同番二十九

二 認定計画書の縦覧場所

東京都多摩建築指導事務所建築指導第一課（立川市錦町四丁目六番三号）

●東京都告示第九百七号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第八十六条の二第一項の規定による認定をしたので、同条第六項の規定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

令和七年九月十二日

東京都多摩建築指導事務所長

茂 木 竜 一

一 対象区域の地名地番及び認定年月日

対象区域の地名地番

認定年月日

多摩市連光寺一丁目一番一から同番三十三まで及び同番四十一から同番五十五まで 令和七年八月十二日

二 認定計画書の縦覧場所

東京都多摩建築指導事務所建築指導第一課（立川市錦町四丁目六番三号）

●東京都告示第九百八号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければなら

ない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年九月十二日

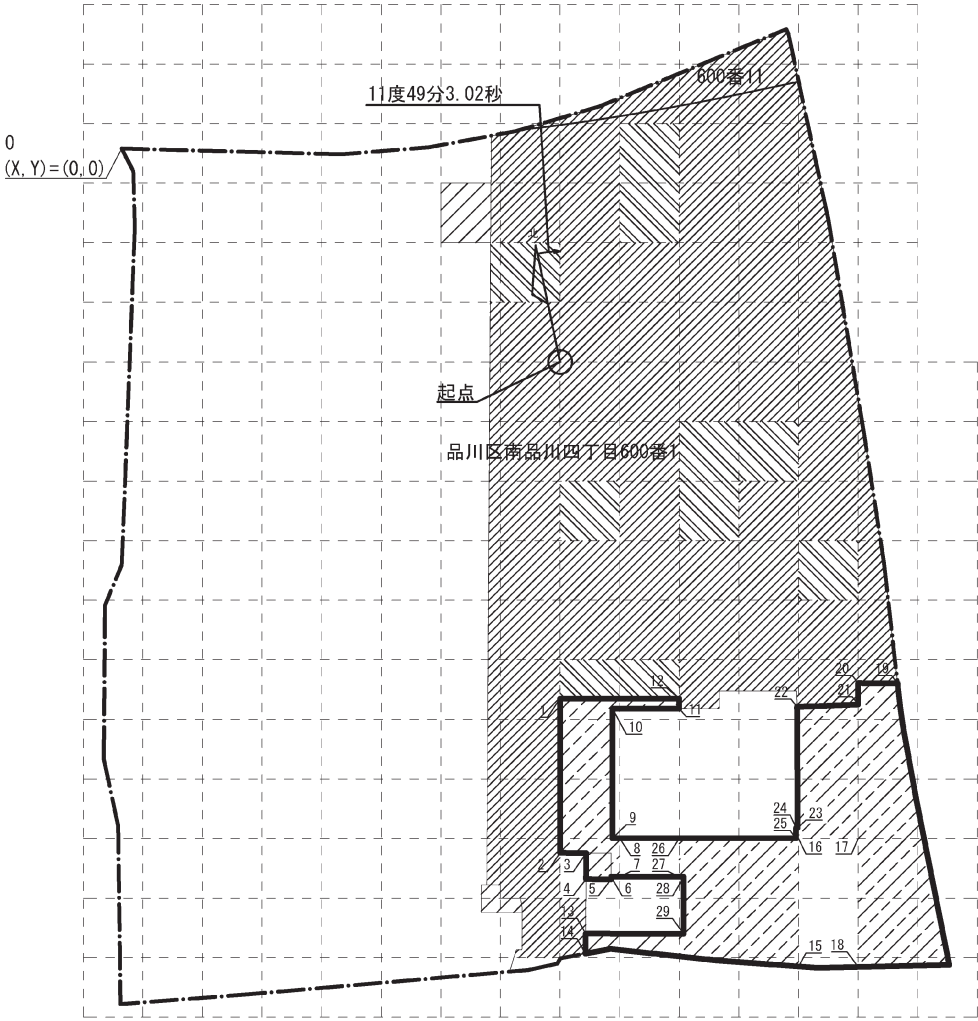
東京都知事 小 池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（品川区南品川四丁目地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合物並びに鉛及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



【凡例】

- 単位区画
- 筆境界
- · — 敷地境界
- 調査対象地
-  形質変更時要届出区域
(この告示により指定する区域)
-  形質変更時要届出区域
(令和7年東京都告示第108号により指定した区域)
-  形質変更時要届出区域
(令和3年東京都告示第1096号により指定した区域)
-  形質変更時要届出区域
(令和3年東京都告示第752号により指定した区域)

【起点】

起点は、座標値 (X= 64.657, Y = -50.122) とする。

※座標値は、品川区南品川四丁目600番1の最北端を (X, Y)=(0, 0) とし、東西方向をX、南北方向をYとした任意座標である。

【格子の回転角度(11度49分3.02秒)】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

点名	X座標	Y座標
0	0	0
起点	64.657	-50.122
1	53.086	-105.424
2	47.784	-130.766
3	52.062	-131.687
4	51.135	-135.989
5	55.255	-136.876
6	55.341	-136.476
7	56.745	-136.768
8	58.075	-130.408
9	56.895	-130.161
10	61.342	-108.864
11	72.317	-111.171
12	72.662	-109.520
13	49.208	-144.929
14	48.505	-148.193
15	83.032	-157.619
16	87.426	-136.618
17	97.214	-138.666
18	92.802	-159.754
19	109.040	-114.515
20	102.559	-113.118
21	101.824	-116.632
22	91.701	-114.922
23	87.647	-134.816
24	87.391	-134.763
25	87.032	-136.475
26	67.863	-132.459
27	66.535	-138.807
28	67.245	-138.955
29	65.280	-148.297

●東京都告示第九百九号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第四百十九号）第三十五条の六第一項の規定に基づき液化石油ガス販売事業者の認定をしたので、同法第八十八条第二項第一号の規定により、次のように告示する。

令和七年九月十二日

東京都知事 小 池 百合子

一 液化石油ガス販売事業者の名称及び代表者の氏名

昭島ガス株式会社

代表取締役 平畑 文興

二 所在地

昭島市もくせいの杜二丁目一番一号

三 認定の内容

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する

法律施行規則（平成九年通商産業省令第十一号）第四十

六条第一号に掲げる基準による認定

告 示（選）

●東京都選挙管理委員会告示第九十二号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第十五条第二項及び第四項第二号（地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）において準用する場合及び最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和二十三年政令第二百二十二号）においてその例によることとされる場合を含む。）の規定に基づき、不在者投票を行うことができる施設を次のとおり指定した。

令和七年九月十二日

東京都選挙管理委員会

施設 の 名 称 所 在 地

特別養護老人ホーム 小 小平市鈴木町一丁目九十九番地
平グリーンてらす 六

回心堂第二病院 日野市万願寺二丁目三十四番地
三

●東京都選挙管理委員会告示第九十三号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第十五条第二項及び第四項第二号（地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）において準用する場合及び最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和二十三年政令第二百二十二号）においてその例によることとされる場合を含む。）の規定に基づき、不在者投票を行うことができる施設として指定した次の施設につき、その指定を取り消した。

令和七年九月十二日

東京都選挙管理委員会

施設 の 名 称 所 在 地

井口病院 足立区千住二丁目十九番地

発行

東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号
電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む) 三〇円

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山二丁目十三番七号
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001

